

〔書評〕

小松光三著

## 『日本表現文法論』

永尾章曹

『日本表現文法論』という書名は、たとえば『日本文法論』というようなものと比べて何だか唐突な感じがする。が、それについては、細かなことは後でまた取り上げることとして、「日本文法」があるのであれば、「日本表現文法」があってもいいのではないかと、まず納得することから始めることとする。ところが、そうした納得をした上で、改めて書名を見直してみると、ここには、「日本表現文法」は「日本文法」と並ぶような、いわば文の法であるという意志のあることに気付くことになる。

表現という名を持つ研究領域には、まず、実用的な、表現の理解を目的とする表現研究という一面がある。そして、それとは別に、表現それ自体を研究対象とする表現研究という他の一面もある。

前者の場合ともかくとして、後者の場合については、小松氏自身次のように言っている。

言語研究には次の2種の研究がある。

- ① 言語の単位を前提として日本語の本質を明らかにする研究

- ② 表現の枠組みを前提として日本語の表現を明らかにする研究

①は「文法論」、②は「表現論(学)」と呼称すべきである。<sup>注1</sup>  
『日本表現文法論』が①に該当することは明らかで、『日本表現文法論』は、まさしく「日本文法論」と並ぶような文法研究なのである。

『日本表現文法論』については、すでに糸井通浩氏の書評がある。<sup>注2</sup>それによると、「小松氏の根底にある言語観に最も近いのは、時枝誠記博士のそれである」とある。そして、小松氏の師である塚原鉄雄氏のことであつて、「この『表現文法』が世に認められたなら、塚原門下の小松氏が、師の意志を継いで、時枝(文法)を超えたということになる」とある。『日本表現文法論』は、出発点に時枝学説があり、到達点にそれに基づく時枝文法を超えたという可能性のあることが述べられている。

時枝学説が出発点にあることを踏まえて言うくと、まず、最初に小さな問題がある。時枝文法においては、「言語に於ける単位的なもの」として文章、文、語の三つが挙げられている。『日本表現文法論』は、この中の文章に関する部分を欠いている。時枝博士の指摘した「文章は、従来、語及び文の集積或は運用として扱はれたもの」というところで、それを避けたものであろうか。疑問は疑問として残るが、

このこと自体は、結果として、『日本表現文法論』が文の法研究であることを明確にするのに役立つというところもあってさしたることではない。次いで、『日本表現文法論』が「表現文法」と「文法」に「表現」という冠をかぶせていることに意義が認められるのではないかということがある。そして、こちらの方は、文法研究の動向一般に関わって大切なことであるようにも思われるのである。

冒頭に『日本表現文法論』という書名は、たとえば『日本文法論』というようなものと比べて何だか唐突な感じがする」と述べた。そして、納得しようとしたが、なお納得し切つてはいないニュアンスは残った。どこにその理由があるのであろうか。一つには、表現論との関わりがなかなかふつ切れないということもあろう。「日本語（国語）表現法」というようなものなら納得であつても、「日本表現文法」と言われると、一挙にそこには進めないというようなことがあるようである。が、そうしたことは当面の話題ではない。今はこれ以上踏み込まないこととする。二つには、『日本文法』があるのであれば、『日本表現文法』があつてもいいではないか」と言いながら、なお納得し切つていないところがある。こちらの方は放つてはおけまい。まずは、こうしたところから、『日本表現文法論』の位置付けを試みてみたいと思う。

説明の煩雑になることを避けるために「日本」という部分を除いてみる。「文法」であり、「表現文法」であり、すでに指摘したように「表現文法」は、「文法」に「表現」という冠をかぶせたものであるということになる。こうした冠をかぶせたものには、個人の名を冠したものやその位を示す「高等」、「標準」等というようなものを冠したものは別として、たとえば「生成文法」というようなものがある。

ある。こうしたものを「冠」を持つという点で同類として、併せて、かりに「冠文法」と呼ぶことにする。

長い間、「文法」は、こうした冠のない無冠の「文法」であるのが通例であつた。その間、無冠の「文法」は、わずかばかりの例外を除いて、抽象化されたことばを対象として文法研究を成り立たせてきた。わかりやすくするために言えば、辞書に搭載されてくるようなことばを対象として研究を続けてきた。辞書に搭載されているようなことばが抽象化されたことばであることについては、それが作られる過程から見ても異論はあるまい。そして、それがことばが通じる根拠であると考えれば、無冠の文法の成り立つ拠り所もあつたわけである。

が、それは、ことばの一面である。すべてではない。他の一面もあることも認めなければなるまい。そうしたことに着目した時枝博士は、「言語過程説」を唱えて、ことばの本質は表現過程にあるとして、具象的なことばを追究しようとした。そこには、一つの飛躍があつたと言えよう。小松氏の「表現文法」が時枝文法を超えたというところに繋がりを求めて、かりに、時枝文法の一つの帰結であると言ふことができる。とすると、飛躍に飛躍を重ねた小松氏によって、時枝文法も、無冠の「文法」から「冠文法」へと転化したと考えられなくもあるまい。

洋の東西を問わず、無冠の「文法」から「冠文法」への転化が認められるようである。そして、それは飛躍の実質を冠に託したものであるようでもある。「生成文法」が隆盛を続けてきた。これも飛躍があつて、無冠の「文法」から「冠文法」への転化があつたものであろう。「生成文法」に続いた、たとえば、「談話文法」も、無冠の

「文法」からだけでなく、「生成文法」からの飛躍もあって「冠文法」として続いたと見ることもできよう。小松氏の「表現文法」も、飛躍があつて、無冠の「文法」から「冠文法」への転化を遂げたものの一つであり、その実質を「表現」に託したものと考えられるようである。

時枝学説に基づく時枝文法から、小松氏の「表現文法」に至るまで、小松氏の研鑽の日々だけ取り出ししても四十年の年月が経過している。その間、「生成文法」等の隆盛を横目に見ながらの研鑽が続けられた。が、「表現文法」と「生成文法」とは基本的には交わることはないであろう。深まれば、「表現文法」は、聞いて（読んで）論じる方向に向かい、「生成文法」は、考えて論じる方向に向かうというような違いがあると考えられるからである。二つの文法には、飛躍があつて、無冠の「文法」から「冠文法」への転化があつたという共通点があつても、言語観の違いからくる、こうした基本的な違いは乗り越えられまいと思われるのである。

こうした基本的な違いのある二つの文法について、なお別の角度からも考えてみたい。小松氏の『日本表現文法論』は、日本で最初の「冠文法」であると言うこともできよう。これまで、独自の言語観を持ち、それに従つた文法体系をもつた日本語研究はあつた。が、「文法」に「表現」というような明確な冠を関したものは見当たらないのである。当初、『日本表現文法論』という書名に唐突さを感じたのは、まず、そのせいであつたのかもしれない。ところが、それに対して「生成文法」は何の躊躇いもなく受け入れられている。さらに、唐突さを感じたのが、それが最初であることによるとしたら、まず、こうしたものの受け入れ方について考えなければなるま

い。それだけではない。「表現文法」は、小松氏一人の手で成り立ち、今現在も一人の手で維持されているということがある。それに対して「生成文法」は、大きな流れとしてあり、いわば「生成文法」学派ともいうような集団を成り立たせている。今後、「表現文法」に「表現文法」学派が成り立たないとしたら、どうしたら、そうしたものを成り立たせるかについても考えなければなるまい。

小松氏の「表現文法」は、飛躍があつて、無冠の「文法」から「冠文法」への転化を成就した文法である。その最大の特徴は、一つの文法論として、独自の言語観を持ち、それに基づいて、その全体系をまじりつけなしに構築しているところにある。無冠の「文法」から「冠文法」への転化は、そうしたことがあつて初めて可能であつたという意味で、敬服のほかはない。そして、そうしたものを受け入れる受け入れ方に問題がある中で、学派というようなものの形成し難い風土の中で、それを主張した勇氣にも敬意を表さなければなるまい。

『日本表現文法論』に出会つて、老生も、「表現文法」学派に加わりたいと思う。この「表現文法」の出発点は「言語展開説」というところにある。その根拠は、ことばの線条性にあると言う。ここさえ一致すれば、誰でも「表現文法」学派に加わることができる。老生もその一人となることができる。『日本表現文法論』はそれ自体として完結した一全体であるが、「表現文法」学派に加わつたとして、あれこれ質問してみたいところはある。もちろん、すべてを尽くして質問することができるだけ本書は軽くない。とりあえず、一点を取り上げて、質問を集めてみよう。後で述べるようにそうなるほかはなかつたのであるが、実質に関するのではなく、論述の手順

に關することである。その中で、いくらかでも實質に立ち入ること  
ができればよしというほどのつもりである。

ことばの特質をことばの線条性に見出すことに異論はない。そし  
て、その線条性は分節音声によって具体化されていると考える。こ  
とばは、分節音声という区切り目のある単位を形作りながら順序を  
選んで具体化されていると考えるのである。無冠の「文法」は、そ  
うした区切り目のある単位の形を主たる話題としてきた。「表現文  
法」は、そうした区切り目のある単位が順序を選ぶことの中でどの  
ような役割を担っているかを追究しようとしているようである。早  
速、質問を始めよう。

『日本表現文法論』は、第一章の初めに次のような例を掲げること  
から始まる。

1 夜空に星がまたたく。

2 星が夜空にまたたく。

「夜空に」と「星が」との順序が変わることによって異なる表現に  
なることが述べられている。が、質問は、そのことについてではな  
い。こうした例がどのような場面で用いられるかについてである。  
頭の中で考えられる例ではあるが、場面を思い浮かべるのは必ずし  
も容易ではない。

それに対して、第五章の初めには次のような例が掲げられている。

3 あつ、庭に花が咲いたよ。

こちらの方は、場面を様々に思い浮かべることができ。様々で  
はあつても、それを特定することもできる。そして、見逃せないこ  
とは、この中に「夜空に星がまたたく」に相当する「庭に花が咲い」  
が見られるということである。

ここで、「どうして3の例から始めなかつたのですか」という最初  
の質問がしたくなる。第一には、単純な質問である。3の例は、場  
面が特定できるというところで、具体的に受け入れ易いのに、どう  
してと質問することになるのである。なお、以下、質問はどうして  
という形で重ねることとする。

第二に、3の例には、情報素材の受容に始まって、情報生成、情  
報伝達と表現の全貌が展開に従って見えるということがある。この  
受容、生成、伝達は、後で、伝達受容、情報生成という形で品詞分  
類の基準となつていふことからも明らかなように、ことばを表現の  
展開を追って捉えてゆく「表現文法」の骨組みとなつていふもの  
である。3の例は、「表現文法」の全体像を一举に伝えることができ  
るのに、どうしてと質問することになる。

第三に、時枝文法は、心的過程という「水道管のように無内容な  
もの」を文法に納めようと苦心があつて、成り立つたはずであるが、  
小松氏の「表現文法」は、情報素材の受容というところで、文法に  
素材を受け入れることで、一つの飛躍があつたということがある。  
情報素材の受容は、「表現文法」の特徴の一つである。3の例は、「表  
現文法」の特徴を伝えることができる例なのに、どうしてと質問す  
ることになる。

一つの質問が「表現文法」の特性に關わつて様々な意図を持つこ  
とになる。そして、この辺りからは、質問は勝手に動き始めること  
にもなる。3の例について、小松氏は、「表現権の獲得」と「表現権  
の放棄」ということを言う。小松氏の「表現文法」は、この「表現  
権の獲得」と「表現権の放棄」ということから表現という領野へ進  
出する。これが「表現文法」への出発点なのである。その3の例は、

「表現権の獲得」で始まって、「表現権の放棄」で終わっている。「表現文法」の出発点となるものなのに、どうしてと質問することになる。

もう少し細かく見てみよう。3の例には、場面があつて、まず、人がいる。その人が「花」を見て驚く。そして、伝達の意志が生じる。それに従つて、情報が順序を選んで生成されてゆく。かりに、3の例がこのようにして成立しているとする、ことばのことを人間行為の一形式として、表現の一形式として追究しようという立場に立てば、こうしたことは、表現の成立に関する基本的な考え方にも関わることとなる。人がいるだけでは表現は成立しない。素材も素材である限り表現とは無関係である。「表現権の獲得」とは、情報素材の受容というところで、まず、人が表現主体となり、「花」が情報素材になるといふように、人と素材との間に緊張関係が生じる、そして、伝達の意志が生じるところで、表現主体と表現の受け手との間にも緊張関係が生じるということであると考えられる。表現は、一切、表現主体と、情報素材、表現の受け手等を含む、その外界との緊張関係の実現として成立するということもできることである。「表現権の獲得」は、表現主体とその外界との緊張関係の成立を言い、「表現権の放棄」は、そうした緊張関係の解除を言うものともなるわけで、それほど大事なことであるのに、どうしてと質問することになるのである。

なお、1、2の例で「夜空に」と「星が」との順序が変わることによつて異なる表現になることが述べられていることについても一言言い添える。それは情報生成という部分に関するところで、そこにも異なる表現になるという点が見出されるようであるが、3の例では、それに相当する情報生成の部分に、それが全体の中にあるこ

とによつて、「花」を見て驚く驚きにも関連した、異なる表現になることを指摘することもできるようである。3の例を取り立てることによつて、話題を増やすこともできるのである。

ところで、表現主体とその外界との間に生じる緊張関係は、両者の関係の持ち方によつて、比喩的に言えば、伸縮自在である。そうしたことに関連して、もう一つ質問を加える。「場」という用語についてである。「場」は、具体的な場面や場所等と比べて言えば、そうしたものに共通してある共通項を取り上げたもので、その意味で、抽象的なものについて言うものではないかと勝手に考えている。たとえば、表現主体とその外界との間に生じた緊張関係は、表現主体とその外界という二極を持ち、その間で自在に伸び縮みをする、いわば動態であり、老生流に言えば、こうしたものを、「表現場」とでも呼びたいのである。「いかがでしょうか」といふような勝手な質問をしてみたいところなのである。

1、2の例と3の例との順序に関連して、このように質問は勝手に動くようである。こうした論述の手順に関する質問は別のところでも可能である。たとえば、品詞分類について、「言語展開説」から型展開の立場から、日本語の単語を品詞分類する」として、まず、その品詞分類表を掲げた後、「一般に使われている品詞との対応表」が掲げられている。順序が逆であれば、取りつき易いものではなからうか。「どう考えているかという情報を組み込む」ことを優先する必要性は、『日本表現文法論』の独自性から考えて十分理解できるところであるが、取りつき易さとの兼ね合いでできることのようにも思われるのである。そして、ここでも、それに関連して、また、様々な質問もできるようであるが、今は、それには立ち入らない。

ところで、ここで面白いことに気付くことになる。ここまでの質問は、小松氏の「表現文法」の実質にはほとんど関わっていないということである。このことは、『日本表現文法論』が、その実質に関しては、小松氏自身の世界の構築に成功して、一全体として、まとまり切っていることを示しているということなのである。それは、一口に言ってしまうえば、独自の言語観に発して、その全体系をまじりつけなしに構築していることに尽きるのであるが、その見事さは、その中のどの部分を取り上げても、その部分部分が全体の中の一コマとなっていて、組織の中の一点として捉えられているところにある。そのため論評を加えようとする場合にも、部分としての論評は不可能であり、組織の中の一点としての論評も組織の全体に及ばなければならぬということである。このことは、『日本表現文法論』の論述が、長年に渡る研鑽の結果、そのどの部分も落ち着くべき場所に落ち着くべくして落ち着いたものであることを示すことであり、改めて、その重さを感じさせることでもあるのである。

落ち着くべくして落ち着いたのは、論述それ自体だけではない。たとえば、いわゆる格助詞を中心とした、小松氏の言う第二種係引関係詞の組織的な把握に見られる、その組織の整合性の高さ等にも同様のことが認められようである。いわゆる格助詞等は、助詞の種類分けの後は、一つ一つ別々に用法が述べられて終わるのが通常であるが、それらが、内在の関係と外在の関係に分けられるところから始まって、次の段階にも系統立って進むというように、全体が一つの組織として捉えられている。論述それ自体だけでなく、結果までもが落ち着くべくして落ち着いていて、揺るぎはないのである。

『日本表現文法論』が、その実質に関しては、小松氏自身の世界の構築に成功しているということは、その用語からも窺うことができる。その用語は、一切と云ってもいい、小松氏の作り出したものである。そして、それも落ち着くべくして落ち着いたことに変わりはない。先に取り上げた「場」の問題にしてもそうである。小松氏は、「場」を「関係場」、「展開場」と「空間場」、「時間場」というように用いる。そして、両者の間には使いわけがきちんとある。小松氏は、「場」が場面や場所等に共通項としてあるところから、それらのどれにも通じる抽象的なものとして取り上げているようである。その限りにおいては揺るぎはないのである。

文法研究は、「冠文法」の盛んな時代にあると言ってもいいのではないかと思う。それも、深まれば、聞いて読んで論じる方向に向かうのが目立つようである。「談話文法」も、そして、「テクスト言語学」もそうであろう。「表現文法」もそれに加えて、打ち合うこともできるのでないかと思う。幸いなことに、『日本表現文法論』は、独自の言語観とそれに基づく体系を確立した本格的な「冠文法」論である。これを機会として、本格的な打ち合いの始まることを願わずにはいられない。

注1 第34回表現学会全国大会シンポジウム要旨による。

注2 一九九七年 糸井通浩「小松光三『日本表現文法論』(『表現研究』65号)

(平成八年五月八日発行 新典社刊 A5判 三八四頁 本体価格一六五〇円)

——安田女子大学教授——

(平成九年九月二十四日 受理)